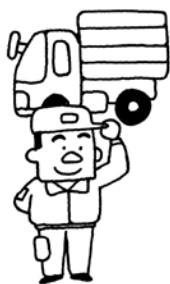


年金を受けている皆さんへ

こんな時には

こんな手続きを

「テレビや新聞などで、年金問題って言っているけど、どんな時にどのような手続きを取ればいいのか分からない」と思われている人が多いと思います。
ここでは具体的に、どのようなケースで手続きの必要性が生じるかを見てみましょう。



住所や年金の受取場所を変えるとき

年金は、希望した金融機関や郵便局で支払われます。住所や支払いを受ける金融機関、郵便局を変更するときは、すみやかに「年金受給権者住所・支払機関変更届」を最寄りの社会保険事務所に提出してください。

「住所・支払機関変更届」が提出されないと、年金の支払額をお知らせする通知書が届かなかったり、希望する銀行や郵便局で年金が受けられないことがあります。

支払機関を銀行などの金融機関に変更するときは、その金融機関で預金通帳の記号番号について証明を受けてください。

また、郵便局の「郵便振替」に変更するときは、郵便局で郵便振替口座の口座番号についての証明を受けてください。
住所が変わるときは、社会保険事務所などへ届を提出するとともに、旧住所の郵便局にも届け出てください。



年金マスコットキャラクター
ピッコロくん